

# フィリピン投資ガイド 2015年版

*This business guide  
is specially prepared  
for the benefit of  
potential investors  
from Japan*

2015



**pwc**

Isla Lipana & Co.

*This Guide was  
specially prepared  
for the benefit of  
potential, as well as  
existing, investors  
whom we consider  
major business  
partners in shaping  
the future of the  
Philippine economy.*

© 2015 Isla Lipana & Co. All rights reserved.

PwC refers to the Philippines member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.

Isla Lipana & Co. helps organizations and individuals create the value they're looking for. We're a network of firms in 157 countries with more than 195,000 people who are committed to delivering quality in assurance, tax and advisory services. Find out more by visiting us at [pwc.com/ph](http://pwc.com/ph).

# *How to Invest in the Philippines*

A business guide  
2015 edition

# はじめに

本ガイドブックは、フィリピン進出を検討している日本企業の皆さまを主な対象として、フィリピン政府の外国投資に対する基本方針、法人設立の概要、各種優遇措置、会計報告フレームワーク及び税制一般についての情報を纏めたものです。2010年7月のアキノ政権発足以降、同政権の汚職や腐敗に対する地道な取り組みが徐々に成果を出しつつあり、また昨今は政治状況も安定しており、底堅い経済成長が続いています。更に、ASEAN圏で第2位の1億人を超える人口を誇り、英語が公用語のフィリピンは、英語でコミュニケーション可能な豊富な若年労働力を容易に確保できることから、特に労働集約型の製造業やIT企業等の進出先として、今再び注目を浴びています。

私共Isla Lipana & Co.（イスラ・リパナ・アンド・カンパニー）は、国際的会計事務所であるPwC（プライスウォーターハウスコーパース）のフィリピンメンバーファームとして、皆さまのビジネスにとり有用な様々な情報の発信を行っています。フィリピンの主要な会計事務所のなかで最古の歴史を誇る当ファームは、設立から92年以上にわたり、監査、税務、アドバイザリーを中心とした分野において、グローバルな視点からプロフェッショナルアドバイスを提供して参りました。本投資ガイドが皆さまのフィリピンビジネス成功の一助となれば幸いです。

なお、本投資ガイドは、2015年1月時点で入手可能な情報に基づいており、また、各種制度の概要を紹介することを主眼として作成しています。法を実際に適用する際の影響は、個別の事実や前提により異なる可能性があるため、実際に何らかの行動を起こされる際には、事前に必ずプロフェッショナルからのアドバイスを受けて頂きますようお願い申し上げます。

PwCフィリピン

日系企業部

2015年1月

Isla Lipana & Co., is the Philippine member firm of PwC network  
29th Floor Philamlife Tower  
8767 Paseo de Roxas  
Makati City 1226  
Philippines

Telephone: [+63] (2) 845 2728

# Contents

<b>フィリピン進出の概要 .....</b>	<b>1</b>
<b>証券取引委員会(SEC) .....</b>	<b>3</b>
1. なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか? .....	3
2. 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか? .....	3
3. PEZA (フィリピン経済区庁) とSEC申請を同時にすることは可能ですか? .....	5
4. 取締役はフィリピン居住者である必要がありますか? .....	5
5. 外国投資家は企業を100%所有できますか? .....	6
6. 外資が40%に制限されている場合、 事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか? .....	6
7. 土地の所有規制はありますか? .....	6
8. 取締役や役員をフィリピン国民またはフィリ ピン居住者にしなければなりませんか? .....	7
9. 現地法人 (内国法人) の引受け及び払込資本金の最低額は? .....	7
10. 利益にかかる税金は? .....	7
<b>内国歳入局 (BIR) .....</b>	<b>8</b>
1. 内国歳入局 (BIR) とはどのような機関ですか? .....	8
2. BIR登録に際しての留意点は? .....	8
<b>PEZA (フィリピン経済区庁) 等の投資促進機関 .....</b>	<b>9</b>
1. フィリピンの主な投資促進機関は? .....	9
2. 登録企業が受けられる主な優遇措置は? .....	10
3. 優遇措置は譲渡することができますか? .....	12
4. PEZA申請時に注意すべき点は? .....	12
5. 申請書類が登録要件を満たしている場合、 PEZA理事会の承認を得るまでにどのくらいの期間を要しますか? ..	12
6. 同一法人で複数のプロジェクトを登録する事は可能ですか? .....	12
<b>フィリピン中央銀行 (BSP) .....</b>	<b>14</b>
1. 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか? .....	14
2. 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか? .....	14
3. 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか? .....	14
4. 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は? .....	14
<b>小売業について .....</b>	<b>15</b>
1. 外国投資家はフィリピンの小売業に参入できますか? .....	15
2. 「小売業 (Retail Trade)」の定義は何ですか? .....	15
3. フィリピンの小売業に外資はどの程度参入できますか? .....	15
4. 外国小売業者の資格基準はなんですか? .....	16
<b>フィリピンの会計制度及び財務報告フレームワーク .....</b>	<b>17</b>
1. 会計制度全般について .....	17
2. 会計期間 .....	17
3. 監査制度 .....	18
4. 会計書類 .....	18

<b>フィリピン税制について .....</b>	<b>19</b>
1. フィリピンにおける主な租税の種類.....	19
2. 税法体系.....	19
3. 法人税.....	20
4. その他の国税.....	29
5. 地方税について.....	31
6. 個人所得税.....	32
<b>最近の税務上のトピック .....</b>	<b>35</b>
1. 稅務調査手続きの厳格化(RR18-2013).....	35
2. VAT還付に関する新規通達と問題(RMC54-2014) .....	37
3. 会計帳簿保管期間の変更(RR17-2013, RR5-2014).....	37
4. ファイナンスリースに対する印紙税(RMC46-2014).....	38
<b>付録 I.....</b>	<b>39</b>

# フィリピン進出の概要

## 外国投資に対する基本方針

フィリピン政府は雇用機会創設、生産性向上、輸出増加、経済発展の基盤を提供する外国投資を歓迎しています。投資に関連する法律は外国投資の受け入れを推し進める形で整備されてきました。この基本方針は今後も変わらないものと考えられます。

また、主要な投資関連法規として「1987年オムニバス投資法」と「1991年外国投資法」があります。1991年外国投資法では、フィリピン国内における外国資本出資比率を40%に制限する規制が撤廃され、「外国投資ネガティブリスト」の指定業種（付録 I）を除いて、100%までの出資が認められるようになりました。

## 進出に際しての留意点

外国企業がフィリピンで事業を行う場合、通常は現地法人、支店、駐在員事務所が主要な進出形態となります。また他にもパートナーシップ、リージョナル本部 (RHQ)、リージョナルオペレーティング本部 (ROHQ) などの事業形態を探ることも認められています。ただし、いずれのケースにおいても、必要な書類を準備して、規制当局であるSEC（証券取引委員会）に法人登録をすることがまず必要となります。

よって、法人設立の基本的な流れとして、最初にSECへの登録を行い、その後、優遇措置を受ける場合は、PEZA（フィリピン経済区庁）やBOI（投資委員会）への登録を行うことになります。その他、フィリピンの国税庁にあたるBIR（内国歳入局）、各種社会保障制度（社会保険庁、住宅積立基金、フィリピン健康保険組合）、地方自治体(LGU)、フィリピン中央銀行(BSP)等への登録を進めていく流れです。

本投資ガイドでは、実務で多く利用されている進出形態である現地法人、支店、駐在員事務所について、その特徴と設立手続きの概要を解説します。

# 証券取引委員会(SEC)

## 1. なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか？

Securities and Exchange Commission (SEC)はフィリピンで設立されるすべての法人及びパートナーシップの登録、許認可発行、規制、監督を行なう政府機関です。フィリピンで事業を行なう外国企業の現地法人や支店も対象となります。SECへの登録によって、初めてフィリピンで事業を行うことができるようになるため、フィリピンでの法人設立における最も重要なプロセスといえます。なお、SEC登録後、その他の行政機関への登録も可能となります。

## 2. 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか？

前述の通り、フィリピンへの進出形態として、実務的には現地法人、支店、駐在員事務所の3つの方法がよく利用されています。但し、それぞれメリットとデメリットがあるため、貴社の事業計画・事業戦略に基づいた慎重な選択が必要となります。以下、それぞれの特徴と設立に際してのSECの要求事項等を表に纏めました。

	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	本社との責任関係の明確な分離  現地社員の意欲の向上	本店費用の配賦、控除可能  設立手続が比較的簡易	本店費用の配賦、控除可能  設立手續が比較的簡易

	現地法人	支店	駐在員事務所
デメリット	本社費用の控除不可 独立した法人形態を整える必要性がある	国外本店が支店を介さずフィリピンで直接行う取引につき、見做し課税されるリスクあり 支店の債務につき本店への責任遡及あり	法律で活動内容が情報収集や調査等に限定されており、所得を稼得する営業活動は認められない
初期送金金額 (最低資本金)	US\$200,000 (PEZA 企業でない場合)	US\$200,000 (PEZA 企業でない場合)	US\$30,000
外資比率	規制業種を除き、原則100%可	100%	100%
法人登録申請料	授権資本額の1%の5分の1もしくは引受資本額の1%の5分の1のいずれか高い方	初期送金額の1%	初期送金額の1%の10分の1
法人登録のその他費用	印紙税 (引受払込資本額の0.5%)	PHP100,000の政府証券の差入れなど	なし
法人登録にかかる期間	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は10～15営業日	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は10～15営業日	全ての必要書類を提出後、SECの承認が下りるまで通常は10～15営業日
法人登録のための主な必要書類	社名確認書 現地法人の定款及び付属定款 財務役宣誓書 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 定款等がフィリピン国外 (例: 日本) で署名される場合、公証及び在日フィリピン大使館等における認証手続が必要	社名確認書 本店の定款及び付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店 (例: 日本) から取り寄せる書類については、公証及び在日フィリピン大使館等における認証手続が必要	社名確認書 本店の定款及び付属定款 本店の取締役会決議書 本店の監査済み財務諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店 (例: 日本) から取り寄せる書類については、公証及び在日フィリピン大使館等における認証手続が必要

	現地法人	支店	駐在員事務所
法定役員	社長、財務役（フィリピン居住者）、秘書役（フィリピン国籍）の会社役員  取締役・発起人（5名～15名）  注）取締役は最低1株を引受けなければならない	居住代理人（フィリピン居住者）  注）居住代理人は支店長と兼務可	居住代理人（フィリピン居住者）
法定報告要件	監査済み財務諸表、年次報告書(General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書(General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書(General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など
法定監査	原則要	原則要	原則要
法人所得税	30%もしくは2%最低法人税	30%もしくは2%最低法人税	適用なし（所得の稼得が認められていなかったため）
法人所得税の課税対象	全世界所得	フィリピン源泉所得	適用なし
利益送金にかかる税金	非居住外国法人（例：親会社）に対する配当送金は通常30%の最終源泉税。但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。	利益送金額の15%但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。 また、税法規定により、PEZA登録の支店は利益送金税が免除される。	適用なし

### 3. PEZA（フィリピン経済区庁）とSEC申請を同時に行なうことは可能ですか？

はい。SEC申請とPEZAやその他投資促進機関への申請を同時期に行なうことは可能です。但し、PEZA、その他投資促進機関における最終承認には、SECへの登録が完了していることが前提条件となります。

## 4. 取締役はフィリピン居住者である必要がありますか？

現地法人の場合、取締役の過半数はフィリピン居住者であることが求められます。また、フィリピン会社法により、取締役の人数は5人以上15人以下と定められています。従って、取締役の総数が5人の場合、3人がフィリピン居住者である必要があります。なお、過半数がフィリピン居住者であることが求められており、必ずしもフィリピン人である必要はありません。

## 5. 外国投資家は企業を100%所有できますか？

外国投資法が緩和されたことに伴い、2012年11月22日発効の第9次外国投資ネガティブリストに記載されている分野を除き、原則的にすべての分野で外資100%所有が可能です。ネガティブリストに含まれている分野の詳細は付録Iをご参照下さい。

## 6. 外資が40%に制限されている場合、事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか？

一般的に、企業の支配権は企業運営の方針決定に影響力を持つグループにあり、こうした支配権は議決権付株式の過半数を保有することにより確実なものとなります。よって、議決権付株式の保有が過半数未満の場合は、多数派株主の分散やライセンス契約等により、実質的な支配権を握ることが考えられます。また、信頼できるフィリピン人パートナーを見つけることが重要な点は言うまでもありません。

なお、2013年5月にSEC通達(SEC Memorandum Circular No.8)が公表され、外資規制事業についての持株比率の考え方が明確に示されました。つまり、例えば外資比率が40%に制限されている事業の場合、1.取締役選任の際の議決権付き株式、2.議決権の有無は関係ない全ての株式、の双方の保有比率が当該40%を遵守していることが求められます。

## 7. 土地の所有規制はありますか？

はい。第9次ネガティブリスト（付録I）に記載の通り、フィリピン憲法等の規定に基づき、外国資本の会社は土地を取得することができません。よって、日系企業が製造業としてフィリピン進出する場合、外資100%の製造会社を設立する一方、フィリピン人パートナーをマジョリティとする土地所有会社を設立する実務が広く行われています。外国資本は当該土地所有会社に40%まで出資でき、残りの60%はフィリピン人パートナーが株主となります。

この場合、土地所有会社が、所有する土地を製造会社にリースする形になります。また、土地所有会社設立以外の選択肢として、製造会社が工業団地の土地所有者と長期リース契約を結ぶ方法も考えられます。

## 8. 取締役や役員をフィリピン国民またはフィリピン居住者にしなければなりませんか？

現地法人の場合、取締役の過半数はフィリピン居住者、秘書役は居住フィリピン国民でなければなりません。また、法律上の規定ではありませんが、SECは財務役もフィリピン居住者であるよう指導しています。また、外資規制のある分野に従事している企業については、外国人取締役の比率は外資比率を超える事は出来ません。

## 9. 現地法人（内国法人）の引受け及び払込資本金の最低額は？

現地法人を設立する場合、授権資本の25%以上を引受ける必要があります、また引受資本の25%以上を払込する必要があります。但し、外国人（個人）もしくは外国法人が引受ける場合には、引受資本につき、全額払込しなければなりません。部分引受は一定の条件の下でのみ認められます。

## 10. 利益にかかる税金は？

外国法人の支店が本店に送金した利益は15%の税率で課税されます。但し、支店がPEZAに登録する場合、税法（内国歳入法）の規定により利益送金税が免除されます。一方、現地法人から国外の親会社（非居住外国法人）への配当は通常30%の税率で課税されます。但し、フィリピンとの間に租税条約が結ばれている国については、租税条約の適用申請を事前にBIRに行うことにより軽減税率を適用することができます。なお、フィリピンが締結しているほとんどの租税条約は、配当送金について10%の特別税率を認めています。

# 内国歳入局 (BIR)

## 1. 内国歳入局 (BIR) とはどのような機関ですか？

内国歳入局(Bureau of Internal Revenue)はフィリピンの税務当局であり、SECへ登録した企業はその後速やかにBIRにも登録を行い、納税者番号(Tax Identification Number)を取得するとともに、登録証明書(Certificate of Registration)を発行してもらう必要があります。なお、SEC登録が完了した段階から、印紙税その他様々な種類の税金の納税義務が生じるため、税務当局や会計事務所等の専門家に予め確認し、各種税金の申告期限についての正確な情報を入手しておくことが重要です。

## 2. BIR登録に際しての留意点は？

既述の通り、フィリピンでは年度の法人所得税申告のみならず、税種類によって四半期申告（法人所得税）、月次申告（源泉税、印紙税等）なども要求されるため、各税金の申告期限がいつなのか正確に把握することが重要です。法人の設立時においては、通常、株式の発行及び事務所の賃貸借契約に係る印紙税の申告義務が生じます。その後、月次で生じる源泉税の申告義務にも留意する必要があります。

また、事業開始後に使用する領収書(Official Receipt)、請求書(Invoice)、他の証憑(Supplementary Receipts)についてはBIRの許可を得て、BIR指定の業者により印刷したものを使用する必要があります。また、会計帳簿（総勘定元帳、補助元帳）についても、使用前に予めBIRへの登録が必要となります。

# PEZA（フィリピン経済区庁）等の投資促進機関

## 1. フィリピンの主な投資促進機関は？

外国投資家が各投資促進機関により優遇措置の恩典を受ける場合、その営む事業の種類や事業を行なう場所等に応じて以下の政府機関に申請を行います。なお、フィリピンには下記以外にも数多くの投資促進機関や奨励措置が存在しますが、進出日系企業の多くは概ね以下の機関のいずれかに登録しています。

政府系機関	所在地等
フィリピン経済区庁(PEZA) <a href="http://www.peza.gov.ph">www.peza.gov.ph</a>	PEZA Building, Roxas Boulevard corner San Luis Street, Pasay City 電話 +63 (2) 551-3436 / 551-3438 (Office of the Director-General) プロジェクト地区: PEZA管轄の特別経済特区
投資委員会(BOI) <a href="http://www.boi.gov.ph">www.boi.gov.ph</a>	Board of Investments (BOI) Industry & Investments Bldg., 385 Sen. Gil Puyat Avenue, Makati City 電話 +63 (2) 895-3657
スーピック湾岸都市庁(SBMA) <a href="http://www.sbma.com">www.sbma.com</a>	Building 229, Waterfront Road, Subic Bay Freeport, Olongapo City 電話 +63 (47) 252-4000 プロジェクト地区: スーピック湾自由港
クラーク開発公社(CDC) <a href="http://www.clark.com.ph">www.clark.com.ph</a>	Building 2127, E.L. Quirino street, Clark Freeport Zone, Pampanga 電話 +63 (45) 599-9000 プロジェクト地区: クラーク特別経済区

## 2. 登録企業が受けられる主な優遇措置は？

### フィリピン経済区庁 (PEZA) の優遇措置

1995年特別経済区法に基づき、フィリピン経済区庁(PEZA)はエコゾーンの開発、運営、管理を行なっています。既述の通り、フィリピンには様々な投資促進機関及び投資奨励措置が存在しますが、与えられるインセンティブの種類の多様さ等に鑑み、実務上はPEZAの優遇措置が進出日系企業に最も多く利用されているといえます。法人を設立してPEZAへ登録するケースが大半ですが、支店をPEZAに登録する事も認められています。

登録事業の種類及び概要	優遇措置
<p>輸出型製造業</p> <p>（輸出型製造業とは、生産物の少なくとも70%の輸出を行い、製造、組立、加工を行う事業のこと）</p>	<p>商業生産開始後4年間、最長8年間の法人所得税の免税期間が与えられる。</p> <p>また、法人所得税の免税期間終了後は、原則として全ての国・地方税の代わり（但し、源泉税と土地の固定資産税を除く）に総所得5%を納めれば足りるという、5%総所得課税期間に移行することができる。また、当該5%総所得課税期間については現時点で期限の定めなし。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 輸入資本財、部品、原材料の関税免税</li><li>・ 総売上の30%までの比国内販売可</li><li>・ 埠頭税、輸出税、手数料等の免除</li><li>・ 通信、電力、水道代を含む現地購入品の付加価値税 (VAT: Value Added Tax)をゼロとする。</li><li>・ 工場に実際に据え付けられ使用されている機械装置については初期3年間は固定資産税の免税</li><li>・ 地方政府への各種支払（市長許可、事業許可、専門職/職の従事/訪問料許可、健康証明料、サニタリー検査料、ゴミ処理料）の免除</li><li>・ 外国人の雇用</li><li>・ 輸出入手続きの簡便化</li><li>・ 外国人投資家・家族のための特別ビザ、等</li></ul>

登録事業の種類及び概要	優遇措置
IT企業  (売上の70%を海外の顧客から上げており、ITソフトウェア、ITシステムを用いたサービスを行っているもの)	法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の基本インセンティブは輸出型製造業と同じ。その他のインセンティブはPEZAから発行されるCertificationに記載される。  なお、IT企業と一言でいってもその範囲は広く、BPOビジネス、コールセンター、ソフトウェア開発事業などに加えて、アニメ制作、オンライン英会話事業等がIT企業として登録しているケースも見られる。
物流及び倉庫業  (PEZA輸出型製造業向けの倉庫施設の運営、PEZA輸出型製造業への原材料の販売を業とする企業)	輸入原材料の税・関税免税及び付加価値税(VAT)0%。 なお、法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の恩典はない。
施設提供事業  (輸出型製造業やIT企業向けに施設（工場、ITビル等）をリースする事業)	法人所得税の免税期間はないが、国税や地方税に代わっての5%総所得課税の恩典が与えられる。 付加価値税の免税。 PEZA区域内の施設の資材の輸入に関する税・関税免税。

上記の一覧に纏めていますが、PEZAから受けられる優遇措置は、事業の種類によって異なります。最もポピュラーな輸出型製造業の場合、法人所得税について、パイオニア事業の場合は商業生産開始後6年間、非パイオニア事業の場合は4年間にわたって免除になります（インカムタップクスホリデー；略称ITH）。また、PEZAが定めた一定の要件を満たす場合、パイオニア事業で最大で8年間のITHを享受することができます。更に登録事業に直接必要な資本財、原材料、機械設備の輸入時の関税等も免税となり、また、仕入にかかるVATゼロレートの恩典もあります。

またITH期間終了後は、全ての国税及び地方税に代わり、総所得（売上総利益に近い概念）の5%納付をもって最終税額とする、いわゆる5%課税期間に移行することができます（但し、源泉税と土地の固定資産税は除く）。2015年1月現在、当該5%課税期間については特段の期限が定められておらず、PEZA登録企業は長期的な税務メリットを享受する事が可能となっています。なお、ITエコゾーンに入居し、PEZAに登録するIT企業も概ね輸出型製造業と同様の優遇措置を受けることができます。

### 3. 優遇措置は譲渡することができますか？

一般的に、投資優遇措置を譲渡することはできません。ただし、投資優遇措置は登録されたプロジェクトに付随しており、優遇措置を付与した機関の裁量により、特定の権利を次のプロジェクト所有者へ持ち越されることは有り得ます。

### 4. PEZA申請時に注意すべき点は？

PEZA申請時に起こりうる問題として、PEZA等が設ける基準に不適格であること、必要書類や情報の未提出などが挙げられます。PEZA申請の際には、貴社プロジェクトの将来計画等を記載した「プロジェクト概要書」を作成し、これがPEZA理事会で審査されることになります。仮にこの内容に不備がある場合、貴社プロジェクトがスムーズに承認されない可能性があります。また、輸出型製造業の場合、PEZA登録の要件として環境規制に準拠していることを証明する環境適合証明書(ECC)等の取得も併せて必要となります。

### 5. 申請書類が登録要件を満たしている場合、PEZA理事会の承認を得るまでにどのくらいの期間を要しますか？

PEZAの場合、各部署における手続き及び審査には通常2週間程度を要します。また、貴社プロジェクト承認の可否は月に2度開かれるPEZA理事会で決定されます。なお、プロジェクトがPEZA理事会で承認される場合、通常は条件付承認となり、理事会決議の証明書に、プロジェクト申請者が本承認を得るために準拠すべき事項が列挙されます。これらの事項をプロジェクト申請者が適切にフォローアップした後、申請者とPEZAの間で正式なPEZA登録契約書(Registration Agreement)を締結することになります。PEZA登録契約書に双方が署名した後、程なくPEZA登録証(Certificate of PEZA Registration)が発行される流れです。標準的には申請書の提出からPEZA登録証の発行まで、2~3ヶ月程度の期間を要します。

### 6. 同一法人で複数のプロジェクトを登録する事は可能ですか？

可能です。異なる製品、新設工場、新しい技術による生産ラインなど文字通りプロジェクト毎に登録する事が出来ます。新規登録の際は製品や技術的に既存のプロジェクトと違う事を示さなければならぬのは当然ですが、追加の投資・雇用創出・輸出増加など新たにフィリピン経済にリターン(還元・貢献)出来る要素が基本的に必要です。また、複数のプロジェクトを登録した場合は、免税期間がそれぞれで適用される為、プロジェクト別の損益計算書を決算書の注記に記載し、法人税の申告書で

もプロジェクト別の課税所得の計算の必要があり、プロジェクト別の売上管理・原価計算などの社内準備が必要です。特に免税プロジェクトと5%税制下のプロジェクトを同時に持つ場合は、費用の割り振りの合理性を税務監査にて明確に説明出来る様にする事が大切です。

また、新規プロジェクトとは別に、既存のプロジェクトに対して拡張を行う場合、売上の増分のみ3年間免税になる「拡張プロジェクト」という申請方法もあります。

# フィリピン中央銀行 (BSP)

## 1. 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか？

資本投資の本国引揚げ、配当、利益送金の際に銀行両替を利用する場合にはBSP登録が必要です。それ以外の場合、BSP登録は必要ありません。

## 2. 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか？

はい。但し、1万米ドルを超える分についてはフィリピンへ持ち込む際に申告する必要があります。銀行を通さない場合、SEC及びフィリピン中央銀行(BSP)に外国資本投資として登録することができません。

## 3. 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか？

BSPに資本投資の登録を行なう場合には、以前はフィリピン・ペソへの転換が必要でしたが、法改正により、2015年1月現在、外貨のままBSPに登録することが可能となっています。

## 4. 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は？

資本投資の本国引揚、配当、利益送金は規制されていません。国内銀行システム以外で外貨を調達し、配当、利益送金を自由に行なうことができます。但し、外貨調達が国内銀行を通じて行われる場合、資本投資は事前にBSPに登録されている必要があります。

公認代理銀行は、BSP登録証書及び必要書類の提示を受けた場合、公示レートでの外貨販売や送金（売上金、投資引揚げ、配当、外国投資登録を行った利益送金）を行う権限が与えられています。

# 小売業について

1億人を超える人口と旺盛な消費欲を持った国民性を背景に、最近は従来の主流であった製造業に加え、小売業でのフィリピン進出を検討する日本企業も増えてきています。以下、小売業におけるフィリピン進出の留意点を概説します。

## 1. 外国投資家はフィリピンの小売業に参入できますか？

はい。2000年3月26日発効の小売自由化法（共和国法第8762号）は資本条件、規模などの基準を満たす外国人が小売業に参入できる道を整えました。但し、後述するように、実際に外資がフィリピンの小売業に参入する際のハードルは依然としてかなり高いといえます。

## 2. 「小売業 (Retail Trade)」の定義は何ですか？

「小売業」とは一般消費者向け商品、日用品、消耗品の恒常的な販売行為、業種、職業を指します。また、レストランなどの飲食事業も一般消費者を対象としており、ここでいう「小売業」に含まれます。

## 3. フィリピンの小売業に外資はどの程度参入できますか？

外資参入比率は当該小売企業の資本規模により異なります。払込資本金が250万米ドル未満の小売企業（カテゴリーA）はフィリピン人のみに制限されています。払込資本金が250万米ドル以上の小売企業（カテゴリーB、C）は外資が100%所有できます。

ハイエンドの高級商品に特化する払込資本金が25万米ドル以上の小売企業（カテゴリーD）は、外資が100%所有できます。但し、カテゴリーB及びCの場合、一店舗あたりの投資は83万米ドル以上である必要があります。

#### 4. 外国小売業者の資格基準はなんですか？

小売業に従事するもしくは投資する外国法人は以下の基準を満たす必要があります。

カテゴリーBに該当する場合、親会社の純資産が2億米ドル以上、カテゴリーDの場合は5,000万米ドル以上であること

世界中で5件以上の店舗もしくはフランチャイズを有し、少なくともそのうち1店の資本金は2,500万米ドル以上であること

小売業で5年以上の実績を持ち、小売企業の本国がフィリピン小売企業に互恵的な権利を与えること

# フィリピンの会計制度及び財務報告フレームワーク

## 1. 会計制度全般について

フィリピンでは、欧州諸国と同時期の2005年よりIFRS（国際財務報告基準）と同等のPFRS（フィリピン財務報告基準）が適用されています。適用当初はIFRSとPFRS間で幾つか会計処理の差異も存在していましたが、その後、それらの差異も徐々に解消され、2015年1月現在、IFRSとPFRSの主要な差異はほぼなくなりており、両基準は実質的に同じ会計基準と捉えて差し支えありません。

また、会社規模等により中小企業の要件を満たす場合は、PFRSの簡易版であるPFRS for SME（中小企業向けフィリピン財務報告基準）を適用することが求められています。なお、中小企業にも満たないマイクロビジネスについては、税法基準等により財務諸表を作成することも容認されますが、進出日系企業についていえば、ほぼ例外なくPFRSもしくはPFRS for SMEに準拠した財務諸表の作成が必要と考えられます。

## 2. 会計期間

会計期間について、フィリピンでは暦年ベースが採用されているケースが多いですが、会計期間が12ヶ月となるその他の決算期（例：3月決算）を採用することも認められています。会社の決算日は付属定款で定められており、変更する場合には付属定款を変更するとともに、SECへの報告、BIRへの報告など、所定の手続きを要します。また、例えば、日本の親会社の決算期と統一するために会計期間を変更することも認められますが、一方で税法の規定により一課税期間は12ヶ月を超える事が出来ない為、決算期変更の場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書を作成し、税務申告手続を行う必要があります。

### 3. 監査制度

SECの要求により、資本金が5万ペソ（約12.5万円）以上と比較的小規模な会社についても、独立会計士による法定監査が必要となっています。また、これとは別に税法の規定により、四半期の売上が15万ペソ（約37.5万円）を超える会社は確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められるため、進出日系企業はほぼ全て法定監査の対象になるものと考えられます。

### 4. 会計書類

監査済み財務諸表は、法人税年次申告書とともに、BIRには決算日から4ヶ月目の15日まで（つまり105日以内）に、SECには120日以内に提出することが義務付けられています。なお、会計帳簿・証憑類は、申告書の提出から10年間保管することが要求されています。BIRによる税務調査もこの期間内に行なわれることから、実務上、会計帳簿・証憑類を適切に保管することが非常に重要となります。

# フィリピン税制について

## 1. フィリピンにおける主な租税の種類

租税の種類	国税	地方税
所得及び利得に関する税	法人所得税 個人所得税 キャピタルゲイン税	
取引に関する税	相続・贈与税 付加価値税 パーセンテージ税 物品税 印紙税	地方事業税 不動産取引税
資産に関する税		固定資産税

## 2. 税法体系

フィリピンの国税は内国歳入法(National Internal Revenue Code)を基準法としています。これを補足、修正するものとして財務大臣が承認する歳入規則(RR;Revenue Regulation)を始め、RMO;Revenue Memorandum OrderやRMC;Revenue Memorandum CircularがBIRから随時発行されています。また、個別の納税者からの特定の事例に対する質問に答える形のBIR Rulingという見解書が発行され、公式に運用される点も特徴です。

### 3. 法人税

#### a. 税法上の法人分類と課税対象

	納税義務者の種類	課税対象所得
内国法人	フィリピンの法に基づき設立された法人のこと 日本の会社のフィリピン現地法人も該当する	<全世界所得> 課税年度中に取得した国内および国外源泉の全課税所得
居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営んでいる法人のこと 日本など外国法人のフィリピン支店が該当	<フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得
非居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営まない（恒久的施設を有さない）法人のこと	<フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得のうち利息、配当、賃貸料、ロイヤルティなどのみ

#### b. 課税年度

原則として暦年基準が採用されていますが、会社が規定した12ヶ月間からなる事業年度を課税年度とすることが出来ます。但し、一課税期間は12ヶ月を超える事は出来ません。決算期を変更する場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書の作成と税務申告手続を行う必要があります。

#### c. 法人税率

課税所得に対して一律30%

課税所得は、総所得から必要経費を差し引いた金額をいいます。総所得とは主に事業所得(売上高から売上返品、値引、割戻し及び売上原価を差し引いた金額)や事業用資産の売却益、利息などが含まれ、源泉分離課税課税所得(預金利息、受取配当金など)や別途申告を行う株式や投資不動産のキャピタルゲインは除外されます。

#### d. 損金に関する定め

課税期間中に生じた費用で、事業との直接的な関連性があり、且つ根拠証憑を適切に具備しているものは、税務上の費用（損金）に算入することが認められています。源泉徴収が義務付けられている支払項目については、源泉徴収およびその納税がなされていることが損金算入の条件となるので注意が必要です。

- ・貿易、事業及び専門職能の開発、管理、オペレーション並びに実施の過程で支出され又は発生し、またはそれらに直接関連するもの
- ・実際に提供された個人の役務に対する給与、賃金その他の形態による報酬額（諸手当の金銭相当額総額を含む）
- ・営業その他の目的のために居住地を離れている間の国内・海外旅費
- ・事業に使用されている固定資産の賃借料その他類似の費用
- ・事業開発等に直接要する交際費で、財務省長官の規定する上限額を超えないもの
  - 法律及び公序良俗に反する費用は除く
  - 政府職員又は私企業に対する賄賂、リベートその他の損金算入不可

また、納税者には税法の求めにより実証義務が課せられており、領収書(Official Receipt)その他の適切な記録をもって、下記の事項を証明しなければならないとされています

- 事業等との直接の関連性
- 費用額の記載

#### e. 最低法人税制度(Minimum Corporate Income Tax)

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額(30%)がMCIT（最低法人税額）を下回る場合に課せられる税金のことです。赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

- ・MCIT（最低法人税額）は、総所得(Gross Income)を課税標準として2%の税率を乗じることにより計算されます。「総所得(Gross Income)」とは、総収入(=売上)から売上返品、値引、割戻及び売上原価を差し引いた金額です。
- ・通常の法人税額(30%)とMCIT（総所得の2%）を比較していずれか高い金額を納付します。
- ・当該年度の通常の法人税額を上回る部分のMCITの税額は翌年度より3年間繰延べることができます、その間における通常の法人税額から控除することができます。なお、MCITそのものとの相殺は認められません。
- ・最低法人税は、四半期ベースでの申告及び納付が義務付けられています（通常の法人所得税と同様）。通常法人税と最低法人税の比較は毎課税期間の最後に行われます。

#### f. 繰越欠損金制度(Net Operating Loss Carry Over)

- 税務上の欠損金 (Net Operating Loss Carry Over 通称 “NOLCO”)は、発生の翌事業年度以降3年間の繰越し、及び当該繰越期間中における課税所得との相殺が認められています。
- 但し、会社所有者（株主）の大きな変動がない場合に限り相殺が認められています。すなわち、発行済株式の額面金額又は払込み資本金額の75%以上が同一の者又はその代理人により保有されていることが前提となります。
- 法人税を免除されている会社、及び特別法により優遇税制を享受している会社（5%総所得課税期間）で発生した欠損金は控除することができません。
- 尚、他国で見られる様な欠損金の繰戻しは認められていません。

#### g. 不当留保金課税制度(Improperly Accumulated Earnings Tax)

不当留保金課税制度(IAET)は、利益を配当する代りに留保することにより、株主に関する所得税回避目的で設立され又は利用される法人に適用されます。

- 原則として、毎課税期間、企業内に不当に留保された課税所得に対して10%の税金が課せられる制度。内国法人が当該法人への株主（個人）への課税を回避するために不当に多くの利益を留保することを防止するため。これは、特に所有と経営が一致しているような同族会社において、大株主である社長（個人）に配当を行う場合、個人所得税が課せられることになり、法人内に利益を留保するインセンティブが生じるため、これに対処するための制度と言えます。
- 利益の不当留保の明白な証拠：剰余金累計額が払込済資本を超えている場合、事業上の合理的な理由がない限り、利益の不当留保の明白な証拠となります。
- 不当留保金課税の対象から除かれるケース
  - 公的に所有された企業
  - 銀行及びその他金融機関
  - 保険会社
  - 経済特区に登録された企業等（PEZA企業等）
- 制度の趣旨が、同族会社の租税回避行為を防止することにあるため、日本の上場会社のフィリピン子会社が当該留保金課税の対象となるケースは実務的にはあまりないと考えられます。
- 尚、過小資本に対して課税する税法はありません

## (フィリピン会社法第43条の規定 - 参考情報)

不当留保金課税制度(IAET)とは別の制度として、フィリピン会社法上、「株式会社は資本金を超える剰余金を保持することが禁止される」(会社法第43条後段)という規定が存在します。IAETと異なり、この規定はPEZA企業であっても免除はされず、また日本の親会社の100%子会社であっても適用されます。よって、超過剰余金が存在する会社は、財務諸表の注記で超過剰余金の使途(配当、拡張投資等)を開示することが要求されます。

### h. 法人所得税の申告と納税期限

法人所得税の申告は日本と同様に「自己申告制度」であり、年次の確定申告の他、四半期毎の申告・納税が求められています。一般的に法人所得税の発生しない駐在員事務所であっても申告は必要になるので注意が必要です。また、BIRはeFPS(Electronics Filing and Payment System)と呼ばれる電子申告・納税制度を導入しており、一定基準以上の大企業はこれが義務付けられています。

法人税確定申告書	申告・納税期限
四半期申告書 (BIR Form 1702Q)	各四半期末より60日以内に提出 なお、四半期申告書には監査済み財務諸表の添付は要求されていない。
確定申告書 (BIR Form 1702)	事業年度の末日より数えて3ヶ月と15日以内に提出 (よって12月決算会社の場合は4月15日、3月決算会社の場合は7月15日が申告期限) その際、フィリピン財務報告基準(PFRS)に準拠した監査済み財務諸表の添付が要求される。

2014年1月に発行されたRR2-2014により申告書式が一新されました。2013年度より適用されており、法人用については下記3種類の書式が存在します。

1. 1702-RT 通常の30%法人所得税率適用の法人・パートナーシップ・その他の非個人
2. 1702-EX 税法や特別法で法人税が免除されている法人・パートナーシップ・その他の非個人
3. 1702-MX 複数の法人税率対象またはPEZAやBOIの様な特別税率が適用されている法人・パートナーシップ、その他の非個人

## i. 拡大源泉税(Expanded Withholding Tax)

源泉徴収制度は、BIRの徴税実効性確保の観点から対象項目が幅広く設定されており、また、拡大源泉税の税率は項目により細かく分かれているため、対象項目の税率を正確に把握することが非常に重要です。

所得の支払の種類	源泉税率
賃借料（年間PHP10,000を超える不動産、個人資産の賃借料や広告塔の賃借料）	5%
専門家報酬 (弁護士等の専門家、社外取締役、経営者コンサルタントへの支払い)	専門家の総収入が PHP720,000以上の場合は15%、それ以下の場合には10% 但し、10%の場合、「受け取り」印のある公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
建設料（一般的な建物の建築業者、特殊建築業者、他の建築業者への支払い）	2%
プローカー料やコミッショナ (総コミッション、サービス料、保険、株、不動産、移民手続き、商業プローカー)	10%
納税トップ2万社または高額納税者 (Large Tax Payer)から国内業者へ物品やサービスの対価の支払い	物品購入の場合は1%、サービス対価の支払いは2%

## 拡大源泉税の申告と納税の期限

源泉税申告書	申告・納税期限
拡大源泉税申告書 (BIR Form 1601E) 1月から11月	月末締めの翌月10日（ただし電子申告納税システムを採用している場合は別期限あり）
12月	翌年1月15日 電子申告者：最大5日間延長できるがその会社の業種によっていつまで延長できるか規定されている

### j. 最終源泉税 (Final Withholding Tax)

フィリピン在住企業が海外在住企業へ所得の支払いをする場合、フィリピン在住企業が最終源泉税の源泉徴収義務者となります。また、PEZA企業が受動的に受ける所得（例えば、銀行預金の利息）は最終源泉税の対象となります。源泉徴収のタイミングは、“実際の支払日”か“負債（費用）の未払計上した日”の早い方です。

### 非居住外国法人に対する所得の支払い

日本企業に一般的に見られる取引と税率、日比租税条約適用後の軽減税率は下記の通りです。日比租税条約の基づく軽減税率、免税措置を利用するにはTTRA(Tax Treaty Relief Application)と呼ばれる申請をBIRの国際税務部(ITAD: International Tax Affairs Division)へ行う必要があります。BIRが発行しているRMO 72-2010によると、課税取引の発生前に申請書類を提出しなければなりません。申請は取引の都度行う必要がありますが、申請さえ行えば有効となります。また、フィリピン側で源泉徴収された部分については一定の基準に従って日本側で外国税控除が出来る事も租税条約で定められています。

TTRAの申請には、所得を受領する非居住外国法人（ご本社側）の居住証明や定款などの書類が要求されており、英語への翻訳や公証役場での公証、在日本フィリピン大使館・領事館での認証の取得など日本側での作業負荷がかなりある為、余裕を持った準備が必要です。

所得の支払の種類	源泉税率	軽減税率
事業所得(支援サービスなど) *PEを有さない	30%	免税
海外ローンにおける利息	20%	10%
配当金、ロイヤルティ	30%	10%
機械設備の使用料	7.5%	-
支店から本店への利益送金	15%	10%

### ＜参考＞

上記の通りBIRはTTRAの申請を取引前までに行う事を規定していますが、2013年8月に最高裁判所がこの考え方を覆す判決を出しています。当該裁判はマニラ支店から本店への利益送金に係る源泉税の軽減税率適応についてドイツ銀行とBIRが争っていたもので、軽減税率に基づく還付を求めるドイツ銀行に対して（ドイツ銀行は取引時、軽減前の通常税率で納税をしていた）、BIRはTTRAの事前未提出を理由に否認をしておりました。しかしながら最高裁は「TTRAは租税条約の権利を確認するものであり、TTRAの未申請だけで権利自体を無効する事にはならな

い」とし、ドイツ銀行は還付を受ける権利を有するとの判決を下しました。

この判決によると厳密には都度もしくは事前に申請をする必要がない様に捉える事が出来ますが、2015年1月現在BIRからこの判決を受けての正式なガイドラインが出されていませんので、現時点ではRMO 72-2010に従って申請を行う事が保守的です。

## 最終源泉税申告と納税期限

最終源泉税申告書	申告・納税期限
最終源泉税申告書 (BIR Form 1601F)	
1月から11月	月末締めの翌月10日（ただし電子申告納税システムを採用している場合は別期限あり）
12月	翌年1月15日 電子申告者：最大5日間延長できるがその会社の業種によっていつまで延長できるか規定されている

### k. 付加給付税(Fringe Benefit Tax)

付加給付税は、1997年に施行された税制改革法により、これまで現物給与として個人所得税の源泉徴収の一環として課税されていた付加給付を、雇用者の諸手当支出に対する加算税として徴収する目的のため、法人所得税の一部として導入されたものです。

#### ・ 付加給付の範囲

対象となるのは、平社員（労働法等に規定されているマネージャー又はスーパーバイザーの職位を持たない従業員）以外に与えられる付加給付で、この「付加給付」とは雇用者から平社員を除く従業員に提供される物品・役務等や、金銭等価物の授与等の手当を言い、例えば、住宅・車両・雇用者が被雇用者にかわり負担するカントリークラブ等の会費・国外渡航費・従業員及びその扶養家族の教育補助費等が含まれます。

但し、年額PHP30,000までの賞与や、支給されている手当が業務の遂行上必要であると判断された場合（例：事務所から50m以内の住居、会議出席の為の海外渡航費等）は付加給付税の対象には含まれません。

なお、住宅・車両のリース契約書が個人名義で締結されておらず、会社名義の場合には、貨幣価値額の50%のみが付加給付税の対象となりますので、新規契約もしくは更新の際にはこの点を念頭に置かれると良いでしょう。

- ・ **課税対象となる付加給付**

- 住宅
- 車両
- 費用負担
- カントリークラブなどの会員費
- 海外渡航費
- 休暇手当
- メイド・運転手費用
- 教育補助費
- 社内ローン（市場レートとの差額）
- 生命保険、健康保険料などの保険料で、法定限度額を超える部分

- ・ **課税対象とならない付加給付**

- 業務の性格上もしくは遂行上必要なもの、雇用者が利便を得るためのもの
- 特別法により非課税となっているもの
- 退職積立金、団体保険などの雇用者負担分
- 平社員に支給されるもの
- 少額手当

- ・ **税額算出方法と税率**

雇用者が雇用者から従業員（平社員を除く）に付与する付加給付の金額等価額をグロスアップ（割戻し）したものに対する最終源泉徴収税。

付加給付の貨幣価値額を税引後の純額と見做し、税引後のレート(68%)で割り戻して総額を算出し、これに税率を乗じて算出します。通常の税率は32%、フィリピンで事業に従事していない非居住外国人の場合は25%、リージョナル本部(RHQ)、リージョナルオペレーティング本部(ROHQ)、オフショア銀行、外国石油関連請負事業者の場合は15%となります。

## ・ 付加給付税の申告及び納税期限

付加給付税の申告書	申告・納税期限
四半期毎	・ マニュアル申告の場合 毎四半期終了日の翌月10日
申告書(BIR Form1603)	・ 電子申告の場合 毎四半期終了日の翌月15日
期末	翌年1月31日
申告書(BIR Form1604CF)	

### 1. 移転価格税制(Transfer Pricing)

移転価格税制とは、複数の異なる国の関連者間取引の取引価格を利用して、企業が意図的に利益を他国に移転することを防止する為の税制です。各国は租税条約でも、国を跨いだ関連会社間の取引価格が独立企業間価格(Arm's length price/通常の取引価格)と異なる場合は、その取引価格が独立企業間価格だったとして課税し直すことを規定しています。売上・仕入取引の他、親子ローンやロイヤリティなどの関連会社間取引が焦点となります。

フィリピンにおける移転価格税制は、長く正式な税務通達が公表されておらず、BIRによる移転価格課税の執行は税法規定(内国歳入法第50条)やOECDの移転価格ガイドラインに拠って行われていました。2013年1月、ようやく正式な通達と言うべき移転価格ガイドライン(以下、ガイドライン)が公表され、2013年2月より適用となっています。

従来の取扱いと最も大きく異なる点として、ガイドライン上、納税者に新たに移転価格文書の作成と保持が義務付けられました。すなわち文書化義務が明記されたため、納税者はこれに対応する必要があります。なお、ガイドラインの中身自体は、OECDの移転価格ガイドラインに概ね沿った内容となっていますが、フィリピン移転価格ガイドラインの特徴を幾つか挙げてみます。

- 上述の通り、ガイドライン上、納税者に移転価格文書の作成と保持が要求されている。すなわち、文書化義務が明記された。
- 納税者はBIRから求められた場合、移転価格文書を提示しなければならないが、確定申告書に添付して提出することは要求されていない。
- (クロスボーダー取引だけでなく) フィリピン国内における関連者間取引にも適用される。
- 事前確認制度(APA)や相互協議(MAP)についての細かい言及はなく、これらについては別途ガイドラインが公表されることが述べられている。

ガイドラインの公表を受け、今後、BIRによる移転価格調査が本格化することが予想されます。その際、移転価格文書の保持が関連者間取引が独立企業原則 (Arm's Length Principle) に準拠していることを示す強い証拠となるため、各企業として早期に対応策を検討することが必須と考えられます。

## 4. その他の国税

### a. 付加価値税(VAT)

一定の例外を除き、物品の輸入、フィリピン国内での物品、資産、サービスの販売、交換、リースには12%の付加価値税(VAT)が課せられます。物品及び資産とは不動産、特許や商標などの権利、動産など、すべての有形、無形のものを指します。サービスとはフィリピン国内で対価をもって提供されるすべてのサービスを含みます。非居住外国法人からのサービスについてもPEの有無に関わらず対象となりますので注意が必要です。

また、輸出は通常0%VAT (ゼロレート) です。また、日本の消費税と同じく、仕入等から生じるインプットVATと売上等から生じるアウトプットVATの相殺は認められます。

なお、輸出は通常0%VATであることから、PEZA登録以外の在日系企業で、主要な販売先がPEZA企業である場合、仕入れにかかるインプットVATが発生する一方、これと相殺できるアウトプットVATがないため、多額のインプットVATが累積するケースが見られます。これについて、本来はBIRから還付してもらう必要がありますが、フィリピンではこの還付手続きが非常に煩雑かつ膨大な時間を要し、後述する2014年に発行された通達(RMC54-2014)によりさらに大きな社会問題となっています。

#### VAT申告と納税期限

VAT申告書	申告・納税期限
VAT申告書 月次申告書 (BIR Form 2550M)	1ヶ月のアウトプットVATの累計額が、 インプットVATの累計額を上回る場合、 納税者は各月末から20日以内にその差 額を申告・納付する義務がある
四半期申告書 (BIR Form 2550Q)	また、四半期ごとにVATの四半期申告書 を提出することが求められる

## 主なVAT非課税サービス

1. 年間売上が1,500,000ペソ未満の者が提供するサービス
2. 電気、水などの公共サービス
3. 金融、保険サービス
4. 一部を除く医療、教育サービス
5. 国際海運、航空サービス  
など

## b. パーセンテージ税

VATの対象とならない特定の事業者に関して、VATの代わりに総収入額に対して業種ごとに定められた税率を乗じたパーセンテージ税が課せられます。パーセンテージ税の申告、納税期限はVATの場合に準じます。

銀行及びノンバンク	0%～5%
生命保険	5%
運輸、ラジオ、テレビ放送	3%
電気、ガス、水道	2%

## c. 物品税

フィリピン国内で生産または製造される物品、または一定の輸入物品に物品税が課せられ、アルコール、タバコ、石油製品、鉱物、自動車、宝石など物品の種類に応じて、それぞれ異なる税率が適用されます。物品税はVATや関税とは別個に課税されます。なお、ディーゼル燃料、ケロセン及びバンカー燃料への物品税は0%です。一方、国内で生産された天然ガス及び液化天然ガスは免税となります。

## d. 印紙税

印紙税は新規に株式を発行する際、債務証書、不動産売買、リース契約書、保険契約書を締結する際等に発生します。法人設立に際しては、株式の発行や事務所のリース契約が生じ、これらが印紙税の課税対象となるため、その納税期限（翌月5日）について十分留意が必要です。取引当事者の誰が納税しても良いことになっていますが、サービス等を享受する企業側が負担することが一般的になっています。税率は取引の種類によって定められていますが、主な取引と税率は下記の通りです。

取引内容	税率
株式発行	株式価値の0.5%(額面金額200ペソにつき1ペソ)
株式譲渡	株式価値の0.375%(額面金額200ペソにつき0.75ペソ)
融資契約書(借入) ファイナンスリース	0.5%(契約金額200ペソにつき1ペソ)
オペレーティングリース (土地、テナント)	0.1%(契約金額1,000ペソごとに1ペソ) *最初の2,000ペソまでは3ペソ
不動産の譲渡	1.5%(契約金額1,000ペソごとに15ペソ)

### e. キャピタルゲイン税

フィリピン証券取引所(PSE)で取引されていない非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、譲渡益に対して最初のPHP100,000は5%で、それ以降は10%で課税されます。フィリピン証券取引所(PSE)で取引されている国内株式の場合、売却または交換、その他の方法で処分した際の価値の0.5%で課税されます。また、投資用不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格に6%の税率で課税されます。なお、キャピタルゲイン税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。事業用資産の売却は前途の通り通常の課税所得に含まれます。

## 5. 地方税について

### a. 地方事業税

製造業、卸売り販売業、流通業、ディーラー、建設業は事業を行った地域により、累進性または前年度総収入2%以下にあたる地方事業税の対象となります。生活必需品については税率は半分以下となります。小売業の場合、売上がPHP400,000以下の場合は2%、PHP400,000を超える額に対しては1%課税されます。

銀行及びその他の金融機関には事業を行う地域により、総収入に対して5%を超えない地方事業税が課されます。なお、地方事業税の申告・納税期限は事業年度の翌年1月20日となります。

### b. 固定資産税

設備機械、建物、土地など固定資産に対する従価税です。市場価値に固定資産の種類毎に定められた倍率を掛けて求める評価額が基準になり、マニラ首都圏は2%以下、それ以外は1%以下の税率が課されます。前途の通りPEZA輸出型製造業は登録事業に利用されている機械設備について

は使用開始から3年間免税となり、さらに5%税制移行後は土地を除いて固定資産税としての納税は不要です。

## 6. 個人所得税

### a. 個人所得税に係る一般原則

フィリピン居住国民は、全世界所得について納税義務を負う一方、フィリピン非居住国民は、フィリピン国内源泉所得についてのみ納税義務を負います。また、外国人は、居住、非居住を問わず、フィリピン国内源泉所得に関するのみ 納税義務を負います。ここでのフィリピン源泉所得はどこで支払われているかに関わらず、フィリピンで労働を行っていればその対価はすべて含まれますので、駐在員の方が、例えば日本の本社から日本で受領している給与や賞与も合算して申告する必要があるので注意が必要です。それぞれの適用税率は下記の通りで、非居住外国人でフィリピン滞在日数が暦年基準で180日以下の場合のみフィリピン源泉の総所得に25%の税率で課税されます。但し、同一職務(税法ではassignmentという表記)での滞在で、前後の年に180日を越えて滞在している場合は、180日を超えていない年も5~32%の累進税率となります。つまり例えば、2014年の12月1日に赴任し、2015年以降複数年間に駐在する契約になっている場合は、2014年度も5~32%の累進税率となります。

納税者	課税対象所得	適用税率
居住国民	全世界所得	5~32%の累進税率
非居住国民	フィリピン国内源泉所得	5~32%の累進税率
居住外国人	フィリピン国内源泉所得	5~32%の累進税率
非居住外国人 (180日以上滞在)	フィリピン国内源泉所得	5~32%の累進税率
非居住外国人 (180日未満滞在)	フィリピン国内源泉所得	25%(総所得)

尚、各地域毎に定められている最低賃金での就労所得は、低所得者支援の観点から現在非課税となっています。

### b. 短期滞在者免税の規定

#### (日比租税条約 第15条(給与所得)の(2))

日比租税条約上、短期滞在者免税の規定が存在し、一方の締結国(例えば日本)の居住者が他方の締結国内(例えばフィリピン)で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の1.から3.の条件を満たせば、一方の締結国(日本)においてのみ租税を課されることとされています。

- 報酬の受領者が当該年を通じて合計183日を超えない期間当該他方の締結国内に滞在すること。
- 報酬が当該他方の締結国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
- 報酬が当該他方の締結国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

以上の3つの条件すべてが満たされて、かつ税務当局に事前に適用申請をすれば短期滞在者免税の特権が利用できます。

### c. 個人所得税率

前述した5～32%の累進税率の詳細は以下の通りです。課税所得を算出する際には50,000ペソの基礎控除や扶養者(4名まで)あたり25,000ペソの扶養控除などが控除出来ます。個人の場合、課税年度(年間課税所得の基準)は暦年のみで選択できません。

年間課税所得	税率
PHP10,000 以下	5%
PHP10,000 超 PHP30,000 以下	PHP500+PHP10,000を超える部分10%
PHP30,000 超 PHP70,000以下	PHP2,500+PHP30,000を超える部分の15%
PHP70,000 超 PHP140,000 以下	PHP8,500+PHP70,000を超える部分の25%
PHP140,000 超 PHP250,000以下	PHP22,500+PHP140,000を超える部分の25%
PHP250,000 超 PHP500,000 以下	PHP50,000+PHP250,000を超える部分の30%
PHP500,000 超	PHP125,000+PHP500,000を超える部分の32%

なお、上記が通常のケースですが、これ以外にもリージョナル本部(RHQ)、リージョナルオペレーティング本部(ROHQ)、オフショア・バンキング・ユニット、石油開発関連企業に従事する外国人従業員が一定の要件を満たす場合、所得(給与、年金、謝礼金、手当など)に対して15%の税率で課税されます。

### d. 主な非課税所得

主な非課税所得は下記の通りです。

- 生命保険金
- 損害保証金
- 合理的退職金制度に基づく退職金
- 13ヶ月給与で30,000ペソを超えないもの

また、キャピタルゲインや配当金や銀行利息、賞金などの源泉分離課税は源泉徴収された時点で納税が完結し、所得税の課税所得には含みません。

尚、2014年2月に発行されたRMC9-2014によりこれらの受動所得(Passive Income)について2014課税年度より申告書の補足情報欄(Supplemental Information)での開示が義務化されています。(開示要求の通達は2011年からありましたが、実運用上は2度延期されており2013課税年度までは任意になりました。)

### e. 給与所得にかかる源泉税の申告と納税期限

#### ・ 月次申告 (報告要件一雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	マニュアル申告の場合翌月10日まで 但し、12月分は翌年1月15日まで
月次申告書 (BIR Form1601-C)	電子申告(eFPS)の場合申告は業種区分により各月末から11~15日以内 但し、納税は全業種翌月15日まで 12月分の納税は翌年1月20日まで

#### ・ 年次申告 (報告要件一雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一雇用者	申告期限：翌年1月31日までに1年分の被雇用者のアルファリスト(アルファベット順に記載した総括一覧表)を添付して提出
年次申告書(BIR Form1604CF) (給与所得にかかる源泉税および最終源泉税にかかわる年次申告書)	

#### ・ 年次申告 (報告要件一被雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件一被雇用者	みなし申告適用者以外の出向者または国民である被雇用者は年次申告書(1700)を翌年4月15日までに申告しなければならない。
年次申告書(BIR Form1700)	

# 最近の税務上のトピック

## 1. 税務調査手続きの厳格化(RR18-2013)

2013年11月に発行されたRR18-2013によりBIRによる税務調査の実施とその対応についてのルールが改定になりました。全体と流れは下記の通りになります。

### 1. Letter of Authority(LOA) の発行

LOA とはBIRによる税務調査を開始する意思を示す最初の公式の通知です。この通知を受けて対象になっている年度の帳簿類など所定の書類を提出する事で税務調査が始まります。

### 2. Preliminary Assessment Notice(PAN) の発行

調査官が書類を確認し、入手した書類が追徴課税の指摘根拠として十分だと判断した段階でPANが発行されます。PANは調査結果と納税過不足額の詳細を記載した最初の通知です。

(但し、税務金額の計算間違いや源泉税で徴収額と納税額に差があった場合などはPANを飛ばして次項のFANが発行されると規定されています。)

### 3. Final Assessment Notice(FAN) の発行

納税者が15日以内に返答しなかった場合はPANから15日経過後に、15日以内に返答し、返答が受け入れられなかった場合は返答日から15日以内に最終通知となるFANが発行されます。

FANの発行日から30日以内に以下どちらかの方法で反論を行わなければなりません。反論をしなかった場合は追徴税額が決定します。

#### 4. FANへの反論(Protest)

- a. Request for Reconsideration  
(再考依頼)既に提出済みの書類の範囲で事実や法律上の取り扱いの再確認を依頼するものです。
- b. Request for Reinvestigation  
(再調査依頼)書類や証憑を再提出した上での再調査を依頼するものです。60日以内に追加書類を提出しなければなりません。

#### 5. 4 Protest否認への対応

反論を行った場合でBIRから否認された場合は、さらに以下の対応を否認日から30日以内に行う必要があります。

- a. CTA(税務裁判所)に提訴
- b. 国税長官(Commissioner)に再考の上訴

#### 6. 4 Protest無反応への対応

Protestに対して180日以内に反応がなかった場合は、以下の選択が可能です。

- a. 180日経過後30日以内にCTA(税務裁判所)に提訴
- b. 税務当局の最終決定を待つ(最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)

#### 7 5-b)否認への対応

国税長官への上訴が否認された場合は、30日以内にCTAへの提訴が必要で、行わなかつた場合は追徴税額が確定してしまいます。

#### 8 5-b)無反応への対応

国税長官への上訴に対して180日以内に反応がなかった場合は以下いずれかの対応を選択します。

- a. 180日経過後30日以内にCTA(税務裁判所)に提訴
- b. 国税長官の最終決定を待つ(最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)

今回の改訂の最大のポイントは以前はPANの発行前に納税者とBIRの間で行われていた非公式のすり合わせ協議(Informal Conference)がなくなってしまった事です。BIRの最初の指摘は往々にしてよく考察しない表面的な計算による多額の追徴であったり、不合理な内容である事が多いですが、Informal Conferenceにてある程度合理的な内容に調整する事が出来ました。ところが今回の改訂でいきなりPANが発行されますので、

公式なベースとなるPANにおいて多額の追徴が記載されてしまうケースが見られています。その後、BIRが期限内に反応する事は実務的に少ないとと思われる為、指摘に納得出来ない場合、結局のところCTAに持ち込むしかなく、当改定は納税者にとっては益々時間も費用も掛かる結果となっています。

## 2. VAT還付に関する新規通達と問題(RMC54-2014)

前章4-a)VAT欄でも触れています様に、フィリピンでは仕入等から生じるインプットVATが売上等から生じるアウトプットVATを超過した場合、余剰インプットVATの還付が認められています。内国歳入法においてVATが発生した四半期末の2年以内にBIRに申請をする事でTCC(Tax Credit Certificate)と呼ばれる法人税などの国税から控除出来る権利証書による還付もしくは現金での還付を受けられる事が定められています。しかしながら、手続の煩雑さやBIRの対応の遅さ等により実態として還付を中々受けられない事が社会問題となっていました。

そんな中2014年6月に発行されたRMC54-2014では「申請から120日以内にBIR側から回答がない場合、還付拒否と見做す事」、「還付拒否もしくは120日経過の30日後以内にCTA(税務裁判所)に提訴する事」が規定されました。実務的には120日以内に回答があることは稀で、事実上企業は30日以内にCTA裁判に持ち込む事が還付を受ける唯一の方法となっていました。さらに問題を大きくしているのが、「当規定を遡及適用し、現在交渉中の還付申請で提訴していない分の交渉を中止する」としている事です。つまり提訴していない過去分は還付を受けられない事になります。多くの企業が還付を受けていないVATを抱えており、あまりに不合理で不公平な当該通達に対し、経済界からの反発は強く、日系企業も商工会議所を中心として撤回を求める声明を出すなど抗議を行っています。現在フィリピンの税務で最も大きな問題であると言えます。

## 3. 会計帳簿保管期間の変更(RR17-2013, RR5-2014)

従来、税務上要求されている会計帳簿及びその証憑の保管期間は3年間でした。これはBIRによる税務調査が過去3年遡って実施される事が背景にあります。一方で粉飾や不正に関わる場合は10年間に遡って税務監査の対象になる事が定められており、2013年9月に発行されたRR17-2013では、これに従って保管期間が10年間に延長されました。具体的には税務申告の期限日から10年間もしくは提出が遅れた場合は提出日から10年間となります。

さらにこれを補足する形で2014年の7月に発行されたRR5-2014では、最初の5年間については紙ベースでの保管、その後の5年については電子ファイルでの保管でも良いと規定されました。また同通達では、当該会計

データを保存するシステムの管理・統制についての要求なども記載されています。

#### 4. ファイナンスリースに対する印紙税(RMC46-2014)

BIRは2014年5月に発行したRMC46-2014にてファイナンスリース契約における印紙税の取り扱いを明確化しました。結論としては、BIRは税務上ファイナンスリースを債務取引と見做し、借入契約などと同様に契約金額200ペソにつき1ペソ(0.5%)の印紙税が課されるとしました。

ベースとなる税務上のファイナンスリースの定義についてはRR9-2004にて規定されていましたが、国際会計基準(フィリピン会計基準)の

「IAS17リース会計」と同じ考え方となっております。ファイナンスリースとは資産のリスクと所有権が実質的に貸手から借手に移るものと定義され、例えば資産の経済的耐用年数の大半の期間を借手が利用する様なリース契約を指します。これは借手が貸手からローンで当該資産を購入したと同義だと考えられ、国際会計基準上、借手側でのリース資産・リース債務のBS計上が求められています。

尚、オペレーティングリースについては内国歳入法のSection 194にて土地とテナントの契約に対して0.1%の印紙税が規定されています(最初の2,000ペソまでは3ペソ)。

## 付録 I

# 外国投資法に基づく第9次ネガティブリスト (2015年1月現在)

### リストA：憲法または特別法により、外資が規制されている分野 外資が許可されない分野

- ・マスメディア（記録を除く）
- ・ライセンスを要する専門職等<sup>1</sup>
- ・払込資本金額が250万米ドル未満の小売業<sup>2</sup>
- ・協同組合
- ・民間警備会社
- ・小規模採掘
- ・群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用及び河川、湖沼内の中規模資源利用
- ・闘鶏場の所有、運営
- ・核兵器の製造、修理、貯蔵、流通
- ・生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通<sup>3</sup>
- ・爆竹その他花火製品の製造

### 外資が20%以下に規制されている分野

- ・民間ラジオ通信網

<sup>1</sup> 別に定められている場合を除き、フィリピン国民に限定される。なお、第9次ネガティブリストにおいて、外国人の就労が認められない業種につき、既に規制されている弁護士、会計士、医師等の専門職に加え、不動産サービス(Real estate service)、呼吸器治療(Respiratory therapy)、心療内科(Psychology)が新たに追加された。

<sup>2</sup> 以下の場合、外資100%が可能。(a) 払込資本250万米ドル以上で、一店舗当たりの投資額が83万米ドル以上。(b) ハイエンドの高級商品に特化し、一店舗当たり払込資本金が25万米ドル以上の小売業

<sup>3</sup> 国内投資も禁止されている

## 外資が25%以下に規制されている分野

- ・ 民間人材紹介業（国内、海外のいずれで雇用されるかを問わない）
- ・ 国内で資金供与される公共事業の工事、修理契約。但し、以下を除く
  - a. 共和国法7718に基づくインフラ開発プロジェクト
  - b. 外国の資金供与、援助を受け、国際競争入札を行なうプロジェクト
- ・ 防衛関連施設の建設契約

## 外資が30%以下に規制されている分野

- ・ 広告代理店業

## 外資が40%以下に規制されている分野

- ・ 天然資源の発掘、開発、利用<sup>4</sup>
- ・ 私有地の所有
- ・ 公益事業の運営
- ・ 教育機関の所有、設立、運営
- ・ 米・コーン産業への参入（交換取引、購入による小売を除く栽培、生産、製米・製粉、取引）<sup>5</sup>
- ・ 国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約
- ・ 公益事業免許を必要とするBOTプロジェクトの提案、施設運営
- ・ 深海漁船の運営
- ・ 損害査定会社
- ・ 共用部分が法人もしくは個別の世帯により所有されるコンドミニアムユニットの所有

## 外資が49%以下に規制されている分野

- ・ 金融貸付会社<sup>6</sup>

## 外資が60%以下に規制されている分野

- ・ SEC管轄下の投資会社<sup>7</sup>
- ・ SEC管轄下の金融会社

<sup>4</sup> 大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外資100%が可能

<sup>5</sup> 操業開始から30年以内に資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外資100%が可能

<sup>6</sup> 共和国法第9474号に基づき當業を行なう金融貸付会社は、外資の出資比率が49%に制限される。

<sup>7</sup> フィリピン国民に同等の権利を付与する国でない場合、その国の国民が該当する投資会社及び金融会社の株を保有することは認められない。

## リストB：安全保障、防衛、保健、公序良俗、中小企業保護の観点から外資参入が規制されている分野

### 外資が40%以下に規制されている分野

- ・ フィリピン国家警察(PNP)の許可を要する品目（銃器、火薬、ダイナマイト、爆薬製造時に使用する材料、眼鏡照準具等）の完成品及び原材料の製造、修理、保管、流通。但し、完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はPNP承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- ・ 国家防衛省(DND)の許可を要する品目（銃、銃弾、軍用機、船舶等）及びDND長官が別に定めた品目の製造、修理、保管、流通。但し完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はDND承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- ・ 危険薬物の製造、流通
- ・ サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの。
- ・ レース場の運営等、あらゆる賭博行為。但しPEZA地域内行われるPAGCORとの投資契約によるものを除く。
- ・ 払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け企業
- ・ 先端技術を有するか、少なくとも50人以上を直接雇用し、払込資本金額が10万米ドル未満の国内市場向け企業

## PwC member firms worldwide

Afghanistan	British Virgin Islands	Czech Republic	Iceland
Albania	Bulgaria	Denmark	India
Algeria	Cambodia	Dominican Republic	Indonesia
Angola	Cameroon, Republic of	Ecuador	Iraq
Antigua	Canada	Egypt	Ireland
Argentina	Cape Verde	El Salvador	Isle of Man
Armenia	Cayman Islands	Equatorial Guinea	Israel
Aruba	Chad	Estonia	Italy
Australia	Channel Islands	Fiji	Jamaica
Austria	Chile	Finland	Japan
Azerbaijan	China	France	Jordan
Bahamas	Colombia	Gabon, Republic of	Kazakhstan
Bahrain	Congo, Democratic Republic of	Georgia	Kenya
Bangladesh	Costa Rica	Germany	Korea
Barbados	Cote d'Ivoire (Ivory Coast)	Ghana	Kosovo
Belarus	Croatia	Gibraltar	Kuwait
Belgium	Curacao	Greece	Kyrgyzstan
Bermuda	Cyprus	Guatemala	Laos
Bolivia		Guinea	Latvia
Bosnia and Herzegovina		Honduras	Lebanon
Botswana		Hong Kong	Libya
Brazil		Hungary	Lithuania
			Luxembourg

Macau	Nicaragua	Solomon Islands	United States of America
Macedonia	Nigeria	South Africa	Uruguay
Madagascar	Norway	Spain	Uzbekistan
Malawi	Oman	Sri Lanka	Venezuela
Malaysia	Pakistan	St. Kitts & Nevis	Vietnam
Maldives	Panama	St. Lucia	West Bank & Gaza
Malta	Papua New Guinea	Surinam	Zambia
Mauritius	Paraguay	Swaziland	Zimbabwe
Mexico	Peru	Sweden	
Moldova	Philippines	Switzerland	
Monaco, Principality of	Poland	Tahiti	
Mongolia	Portugal	Taiwan	
Montenegro	Puerto Rico	Tanzania	
Morocco	Qatar	Thailand	
Mozambique	Romania	Trinidad & Tobago	
Myanmar	Russia	Tunisia	
Namibia	Rwanda	Turkey	
Nepal	Saudi Arabia	Turks & Caicos Islands	
Netherlands	Senegal	Uganda	
Netherlands Antilles	Serbia	Ukraine	
New Caledonia	Singapore	United Arab Emirates	
New Zealand	Slovakia		
	Slovenia	United Kingdom	

## PwC フィリピン お問合せ先

### マニラ本店

住所	29th Floor Philamlife Tower 8767 Paseo de Roxas 1226, Makati City
電話	+63 (2) 845 2728
Fax	+63 (2) 845 2806
私書箱	P.O. Box 2288 Manila
E-mail	markets@ph.pwc.com

### セブ支店

住所	Keppel Center, Unit 1001-B Samar Loop corner Cardinal Rosales Avenue Cebu Business Park, 6000 Cebu City
電話	+63 (32) 231 6464; 233 5020
Fax	+63 (32) 233 9615

ウェブサイト [www.pwc.com/ph](http://www.pwc.com/ph)

## PwC フィリピン日系企業部

1993年の創設から20年以上の歴史を持つ日系企業部では、2名の日本人スタッフが常駐しており、PwCフィリピンの会計/監査・税務・アドバイザリー部門のプロフェッショナルと共に、フィリピンでビジネスを行っている日系企業クライアントの多様なニーズに対応しています。

東城 健太郎(シニア・マネージャー)  
+63 (2) 459 2065 (直通)  
kentaro.tojo@ph.pwc.com

高畠 尚幸(マネージャー)  
+63 (2) 459 2051 (直通)  
naoyuki.takahata@ph.pwc.com

※本ガイドに関するお問い合わせも上記まで

### 日系企業への主な提供サービス

#### Assurance (監査部)

- ・ 法定監査(財務諸表監査)
- ・ 内部統制監査
- ・ 内部統制サポート  
(J-SOX対応含む)
- ・ 会計コンサルティング  
(PFRS, IFRS, US GAAP)

#### Advisory (アドバイザリー部)

- ・ トランザクション(M&A, デューデリジェンス等)
- ・ パフォーマンス改善  
(リスク管理, コスト削減等)
- ・ クライシスマネージメント  
(事業再生, リストラ等)

#### Tax & Corporate Service (税務部)

- ・ 税務調査交渉
- ・ 移転価格税制(TP)文書作成
- ・ 税務ルーリング取得
- ・ 税務コンサルティング  
(法人・個人)
- ・ 税務コンプライアンスレビュー
- ・ SECおよびPEZA関連業務支援
- ・ 税務申告書作成、レビュー
- ・ 個人所得税申告
- ・ 経理、給与計算代行
- ・ 労働ビザ、事業許可書の取得・更新



[www.pwc.com/ph](http://www.pwc.com/ph)



Isla Lipana & Co.